

平成26年6月19日

(第4回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第	1号	美瑛町税条例等の一部改正について	-----	1～9
議案第	2号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	-----	10
議案第	3号	平成26年度美瑛町一般会計補正予算について	-----	11～26
議案第	4号	平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計 補正予算について	-----	27～32
議案第	5号	平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計 補正予算について	-----	33～39
議案第	6号	請負契約の締結について	-----	40
議案第	7号	請負契約の締結について	-----	41
議案第	8号	請負契約の締結について	-----	42
議案第	9号	財産の取得について	-----	43
議案第	10号	和解契約の締結及び損害賠償額の決定について	-----	44
議案第	11号	北海道市町村総合事務組合同規約の変更について	-----	45
議案第	12号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の 変更について	-----	46
報告第	1号	平成25年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越 計算書について	-----	47～49
報告第	2号	平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について	-----	50～51
報告第	3号	美瑛町土地開発公社の経営状況について	-----	52～56
報告第	4号	有限会社美瑛物産公社の経営状況について	-----	57～60
報告第	5号	一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況 について	-----	61～65
報告第	6号	一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営 状況について	-----	66～70

議案第1号

美瑛町税条例等の一部改正について

美瑛町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町税条例等の一部を改正する条例

(美瑛町税条例の一部改正)

第1条 美瑛町税条例(昭和47年美瑛町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号イ中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号ロ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ハ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号ニ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

イ 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円

ロ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,000円

その他のもの 年額 5,900円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第2項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等」を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相

続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とする。

(美瑛町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美瑛町税条例の一部を改正する条例（平成25年美瑛町税条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「改正規定」の次に「(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

附則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改め、同条第2項中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中美瑛町税条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定
平成26年10月1日

(2) 第1条中美瑛町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附

則第22条とする改正規定 平成27年1月1日

- (3) 第1条中美瑛町税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の美瑛町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中美瑛町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条(新条例附則第16条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中美瑛町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中美瑛町税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日
(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 4 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業

年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

- 7 新条例第34条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日以前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号 イ	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の 表以外の部分	第82条	美瑛町税条例等の一部を改正する条例（平成26年美瑛町税条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条

新条例附則第16条の 表第82条第2号イの 項	第82条第2号イ	平成26年改正条例 附則第6条の規定に より読み替えて適用 される第82条第2 号イ
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第2号

美瑛町都市計画税条例の一部改正について

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例

美瑛町都市計画税条例（昭和47年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第10項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の美瑛町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第10項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

議案第3号

平成26年度 美瑛町一般会計補正予算（第2号）

平成26年度美瑛町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,307,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		835,114	500	835,614
	2 国庫補助金	550,513	500	551,013
15 道支出金		1,342,032	9,080	1,351,112
	2 道補助金	1,090,830	9,080	1,099,910
17 寄附金		5,001	507	5,508
	1 寄附金	5,001	507	5,508
18 繰入金		138,290	900,000	1,038,290
	1 繰入金	138,290	900,000	1,038,290
19 繰越金		21,201	50,289	71,490
	1 繰越金	21,201	50,289	71,490
20 諸収入		238,761	524	239,285
	5 雑入	106,680	524	107,204
21 町債		1,572,600	64,600	1,637,200
	1 町債	1,572,600	64,600	1,637,200
歳入合計		10,281,700	1,025,500	11,307,200

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,619,786	821,089	2,440,875
	1 総務管理費	1,578,383	821,038	2,399,421
	4 選挙費	9,023	51	9,074
3 民生費		957,098	38,440	995,538
	1 社会福祉費	505,846	38,300	544,146
	2 児童福祉費	451,252	140	451,392
4 衛生費		976,364	3,228	979,592
	1 保健衛生費	729,407	70	729,477
	2 清掃費	246,957	3,158	250,115
6 農林水産業費		1,756,612	29,884	1,786,496
	1 農業費	1,459,849	20,570	1,480,419
	2 耕地費	203,502	9,314	212,816
7 商工費		681,605	16,584	698,189
	1 商工費	274,252	15,000	289,252
	2 文化スポーツ振興費	407,353	1,584	408,937
8 土木費		1,393,877	3,768	1,397,645
	1 土木管理費	20,663	1,420	22,083
	2 道路橋梁費	678,649	2,348	680,997
9 消防費		347,716	△1,000	346,716
	1 消防費	347,716	△1,000	346,716
10 教育費		662,640	13,000	675,640
	2 小学校費	209,432	13,000	222,432
12 諸支出金		408,905	100,507	509,412
	1 普通財産取得費	1,700	100,507	102,207
歳 出 合 計		10,281,700	1,025,500	11,307,200

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業 (ソフト分)	734,500	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、町財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	799,100	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
北碓行政区会館前通路改修事業 (0)				(14,200)			
旧美田小学校 屋内ゲートボール場整備事業 (0)				(3,600)			
福祉バス整備事業 (0)				(34,500)			
(ソフト分)								
学校プール解体事業 (0)				(12,300)			
合 計	1,572,600				1,637,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	835,114	500	835,614
	2	国庫補助金	550,513	500	551,013
	5	土木費補助金	353,481	500	353,981
15		道支出金	1,342,032	9,080	1,351,112
	2	道補助金	1,090,830	9,080	1,099,910
	2	民生費補助金	19,625	500	20,125
	5	農林水産業費補助金	1,030,858	8,580	1,039,438
17		寄附金	5,001	507	5,508
	1	寄附金	5,001	507	5,508
	1	寄附金	5,001	507	5,508
18		繰入金	138,290	900,000	1,038,290
	1	繰入金	138,290	900,000	1,038,290
	1	繰入金	138,290	900,000	1,038,290
19		繰越金	21,201	50,289	71,490
	1	繰越金	21,201	50,289	71,490
	1	繰越金	21,201	50,289	71,490
20		諸収入	238,761	524	239,285
	5	雑入	106,680	524	107,204
	4	雑入	106,677	524	107,201
21		町債	1,572,600	64,600	1,637,200
	1	町債	1,572,600	64,600	1,637,200
	1	総務債	127,300	17,800	145,100
	2	民生債	76,000	34,500	110,500
	8	教育債	238,400	12,300	250,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 土木管理費補助金	500	1 住環境整備事業交付金	
1 社会福祉費補助金	500	1 地域づくり総合交付金	
1 農業費補助金	700	1 経営所得安定対策直接支払推進事業補助金	
2 耕地費補助金	7,880	1 農地・水保全管理支払推進事業交付金 2 農山漁村6次産業化対策事業交付金	5,880 2,000
1 寄 附 金	507	1 まちづくり寄附金	
1 繰 入 金	900,000	1 財政調整基金繰入金 2 減債基金繰入金	100,000 800,000
1 繰 越 金	50,289	1 前年度繰越金	
2 雑 入	524	1 町有建物災害共済金 2 土地改良区総代選挙委託金	473 51
1 総務管理債	17,800	1 総務管理債 (1) 過疎対策(ソフト分)北碓行政区会館前通路改修事業債 (2) 過疎対策 旧美田小学校屋内ゲートボール場整備事業債	17,800 (14,200) (3,600)
2 社会福祉債	34,500	1 社会福祉債 (1) 過疎対策 福祉バス整備事業債	
2 小学校債	12,300	1 小学校債 (1) 過疎対策(ソフト分)学校プール解体事業債	

(歳出)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	1,619,786	821,089	2,440,875	818,324	2,765
	1	総務管理費	1,578,383	821,038	2,399,421	818,273	2,765
	5	財産管理費	77,226	20,688	97,914	地方債 17,800 諸収入 473	2,415
	7	地域振興費	63,164	350	63,514		350
	12	諸 費	72,855	800,000	872,855	繰入金 800,000	
	4	選挙費	9,023	51	9,074	51	
	4	土地改良区 総代選挙費	0	51	51	諸収入 51	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	1,449	1 みんなで創る住みよい町に向けて 20,688
		(1) 財産維持管理事業 1,843
12 役務費	210	消耗品費(物) (89)
		光熱水費(物) (177)
13 委託料	184	修繕料(維) (1,183)
		手数料(物) (210)
15 工事請負費	18,845	保守・管理委託(物) (184)
		(2) 北碓行政区会館前通路改修事業 15,000
		改修工事(事) (15,000)
		(3) 旧美田小学校屋内ゲートボール場整備事業 3,845
		改修工事(事) (3,845)
19 負担金補助 及び交付金	350	1 みんなで創る住みよい町に向けて 350
		(1) 日本で最も美しい村推進事業 350
		諸団体及び諸会議負担金 (350)
19 負担金補助 及び交付金	800,000	1 みんなで創る住みよい町に向けて 800,000
		(1) 北海道市町村備荒資金組合超過納付金 800,000
		負担金(補) (800,000)
1 報酬	46	1 みんなで創る住みよい町に向けて 51
		(1) 土地改良区総代選挙事業 51
9 旅 費	4	その他報酬 (46)
		費用弁償 (4)
12 役務費	1	通信運搬費(物) (1)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	957,098	38,440	995,538	35,000	3,440
	1	社会福祉費	505,846	38,300	544,146	35,000	3,300
		1 社会福祉総務費	66,711	38,300	105,011	道支出金 500 地方債 34,500	3,300
	2	児童福祉費	451,252	140	451,392		140
		2 保育所費	135,336	140	135,476		140
	4		衛生費	976,364	3,228	979,592	
1		保健衛生費	729,407	70	729,477		70
		7 墓地管理費	762	70	832		70
2		清掃費	246,957	3,158	250,115		3,158
		3 し尿処理費	79,015	3,158	82,173		3,158

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 備品購入費	38,300	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 福祉バス整備事業 車両購入費 (事)	38,300 38,300 (38,300)
18 備品購入費	140	1 思いやりのある社会福祉のために (1) どんぐり保育園給食事業 備品購入費 (物)	140 140 (140)
11 需用費	70	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1) 墓地管理事業 修繕料 (維)	70 70 (70)
11 需用費	3,158	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1) 浄化センター管理運営事業 修繕料 (事)	3,158 3,158 (3,158)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
6		農林水産業費	1,756,612	29,884	1,786,496	8,580	21,304	
	1	農業費	1,459,849	20,570	1,480,419	700	19,870	
		2	農業振興費	1,350,320	5,570	1,355,890	道支出金 700	4,870
		3	畜産業費	94,595	15,000	109,595		15,000
	2	耕地費	203,502	9,314	212,816	7,880	1,434	
		1	耕地整備費	163,593	7,314	170,907	道支出金 5,880	1,434
		3	基幹水利施設管理費	19,176	2,000	21,176	道支出金 2,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	4,870	1 元気のある産業経済のために 5,570
19 負担金補助 及び交付金	700	(1) 農業技術研修センター管理運営事業 1,630 指定管理者委託 (1,630) (2) 経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 700 補助金(補) (700) (3) 循環型社会システム構築事業 3,240 業務委託(事) (3,240)
19 負担金補助 及び交付金	15,000	1 元気のある産業経済のために 15,000 (1) 白金模範牧場取得事業 15,000 補助金(事) (15,000)
1 報 酬	1,240	1 元気のある産業経済のために 7,314
11 需 用 費	154	(1) 国営造成施設管理体制整備促進関係事業 (4) 消耗品費(事) (△4) 整備・事業委託(事)
13 委 託 料	3,836	(2) 農地・水保全管理支払交付金 1,434 負担金(事) (1,434)
18 備品購入費	650	(3) 農地・水保全管理支払推進事業 5,880 嘱託職員報酬 (1,240)
19 負担金補助 及び交付金	1,434	消耗品費(事) (100) 燃料費(事) (50) 建築・土木委託(事) (3,840) 備品購入費(事) (650)
13 委 託 料	2,000	1 元気のある産業経済のために 2,000 (1) 基幹水利施設管理運営事業 2,000 調査研究委託(事) (2,000)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
7		商 工 費	681,605	16,584	698,189		16,584	
	1	商 工 費	274,252	15,000	289,252		15,000	
		2 商工業振興費	120,563	15,000	135,563		15,000	
	2	文化スポーツ振興費	407,353	1,584	408,937		1,584	
		1 文化振興総務費	8,263	1,000	9,263		1,000	
		6 保健体育総務費	4,882	260	5,142		260	
		7 保健体育施設費	34,878	324	35,202		324	
	8		土 木 費	1,393,877	3,768	1,397,645	500	3,268
		1	土木管理費	20,663	1,420	22,083	500	920
			1 土木総務費	20,663	1,420	22,083	国庫支出金 500	920
2		道路橋梁費	678,649	2,348	680,997		2,348	
		1 道路維持修繕費	91,150	2,348	93,498		2,348	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	15,000	1 元気のある産業経済のために (1) 企業振興促進補助事業 補助金 (補)	15,000 15,000 (15,000)
19 負担金補助 及び交付金	1,000	1 はつらつとした人づくりのために (1) 芸術文化導入推進事業 補助金 (補)	1,000 1,000 (1,000)
19 負担金補助 及び交付金	260	1 はつらつとした人づくりのために (1) 各種スポーツ大会派遣事業 補助金 (補)	260 260 (260)
11 需 用 費	324	1 はつらつとした人づくりのために (1) スキー場管理運営事業 修繕料 (維)	324 324 (324)
19 負担金補助 及び交付金	1,420	1 生きいきとした暮らしづくりのために (1) 住環境整備費助成事業 補助金 (補) (2) 住宅太陽光発電システム設置助成事業 補助金 (補)	1,420 1,000 (1,000) 420 (420)
15 工事請負費 22 補償補填及 び賠償金	2,268 80	1 生きいきとした暮らしづくりのために (1) 道路維持修繕事業 維持補修工事 (維) 補償金 (維)	2,348 2,348 (2,268) (80)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
9		消 防 費	347,716	△1,000	346,716		△1,000	
	1	消 防 費	347,716	△1,000	346,716		△1,000	
		1	消 防 費	347,716	△1,000	346,716		△1,000
10		教 育 費	662,640	13,000	675,640	12,300	700	
	2	小学校費	209,432	13,000	222,432	12,300	700	
		1	学校管理費	185,025	13,000	198,025	地方債 12,300	700
12		諸支出金	408,905	100,507	509,412	100,507		
	1	普通財産取得費	1,700	100,507	102,207	100,507		
		7	民有林環境 保全基金費	0	100,000	100,000	繰入金 100,000	
			8	丘のまちび えいまちづ くり基金費	0	507	507	寄附金 507

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	△1,000	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 大雪消防組合負担金	△1,000 △1,000
15 工事請負費	13,000	1 はつらつとした人づくりのために (1) 学校プール解体事業 解体工事費	13,000 13,000 (13,000)
25 積立金	100,000	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 民有林環境保全基金の運用管理事業 積立金(積)	100,000 100,000 (100,000)
25 積立金	507	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金(積)	507 507 (507)

議案第4号

平成26年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,515千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,283千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸収入		80,109	1,515	81,624
	2 雑入	69	1,515	1,584
歳入合計		126,768	1,515	128,283

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		0	1,515	1,515
	1 基金積立金	0	1,515	1,515
歳出合計		126,768	1,515	128,283

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4		諸 収 入	80,109	1,515	81,624
	2	雑 入	69	1,515	1,584
		1 雑 入	69	1,515	1,584

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雑入	1,515	1 施設運営事業利益納付金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
3		基金積立金	0	1,515	1,515	1,515	
	1	基金積立金	0	1,515	1,515	1,515	
		1 老人保健施設事業基金積立金	0	1,515	1,515	諸収入 1,515	

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積 立 金	1,515	1 みんなで創る住みよい町に向けて	1,515
		(1) 老人保健施設事業特別会計基金の運用管理事業	1,515
		積立金 (積)	(1,515)

議案第5号

平成26年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	600	601
	1 繰越金	1	600	601
6 町債		30,000	1,900	31,900
	1 町債	30,000	1,900	31,900
歳入合計		357,228	2,500	359,728

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		92,561	2,500	95,061
	2 事業費	1,297	2,500	3,797
歳出合計		357,228	2,500	359,728

第 2 表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業 (ソフト分) 公共下水道事業	1,900 (1,900)	証書借入又は 証券発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	600	601
	1	繰越金	1	600	601
		1	繰越金	1	600
6		町債	30,000	1,900	31,900
	1	町債	30,000	1,900	31,900
		1	下水道事業債	30,000	1,900

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	600	1 繰越金
1 下水道事業債	1,900	1 下水道事業債

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
1							
	下水道事業費	92,561	2,500	95,061	1,900	600	
2	事業費	1,297	2,500	3,797	1,900	600	
1	建設事業費	1,297	2,500	3,797	地方債 1,900	600	

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	2,000	1 生きいきとした暮らしづくりのために	2,500
		(1) 管渠布設事業費	500
15 工事請負費	500	整備工事(事)	(500)
		(2) 下水処理場整備事業費	2,000
		整備・事業委託(事)	(2,000)

議案第 6 号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 19 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
地域人材育成研修 施設整備工事	指名競争入札 による落札	円 298,080,000	美瑛町西町 1 丁目 1 番 2 号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士

(参考資料)

工事内容	工 期	その他
校舎棟 1,254.29 m ² 校舎改修工事(暖房・給 排水設備更新、屋上防水 改修、外壁塗装 外)	自 本契約の翌日 至 平成 26 年 11 月 28 日	入札指名業者名 1. 荒井建設 株式会社 2. 株式会社 清水組 3. 畠山建設 株式会社 4. 株式会社 廣野組 5. 株式会社 盛永組
体育館棟 593.57 m ² 耐震補強工事、屋根・外 壁塗装、体育器具撤去 外 各一式		第 1 回目落札

議案第7号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
美園村山線 道路改良舗装工事	指名競争入札 による落札	円 53,136,000	美瑛町本町4丁目3番1号 株式会社 西森組 代表取締役 西森 和弘

(参考資料)

工事内容	工 期	その他
道路改良舗装 W=5.5 (8.0m) 改良 L=281.84m 舗装 L=281.84m 土工、法面工、擁壁工、 カルバート工、排水工、 路盤工、舗装工、防護柵 工、道路付属施設工、構 造物撤去工 各一式	自 本契約の翌日 至 平成26年10月30日	入札指名業者名 1. 株式会社 清水組 2. 株式会社 西森組 3. 浜塚建設工業 株式会社 4. フクハラ建運 株式会社 5. 株式会社 丸善建設 第1回目落札

議案第 8 号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 19 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

工事名	契約の方法	契約金額	契 約 先
美瑛中学校大規模 改修工事その 2 (建築主体)	指名競争入札 による落札	円 68,580,000	旭川市 4 条通 5 丁目左 10 号 株式会社 盛永組 取締役社長 盛永 喜之

(参考資料)

工事内容	工 期	その他
校舎棟 5,438 m ² 外壁改修、建具改修、塗 装改修 外 各一式	自 本契約の翌日 至 平成 27 年 2 月 27 日	入札指名業者名 1. 荒井建設 株式会社 2. 株式会社 清水組 3. 畠山建設 株式会社 4. 株式会社 廣野組 5. 株式会社 盛永組 第 1 回目落札

議案第9号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契約先
除雪ドーザ (13t級) 1台	指名競争入札 による落札	円 14,958,000	旭川市永山3条11丁目2番5号 コマツ建機販売株式会社 旭川支店 支店長 大石橋 弘昌

(参考資料)

取得目的	規格・形式・納期	その他
町道の除排雪	規格・形式 除雪ドーザ(13t級) マルチプラウ(汎用) カプラ 納期 平成26年11月28日	入札指名業者名 1. キャタピラーイーストジャパン 株式会社 北海道支社 旭川支店 2. コマツ建機販売 株式会社 旭川支店 3. 日立建機日本 株式会社 美瑛営業所 4. 北海道運搬機 株式会社 旭川営業所 5. 北海道川重建機 株式会社 旭川支店 第1回目落札

議案第10号

和解契約の締結及び損害賠償額の決定について

平成26年5月6日、町道美田美瑛線で発生した交通事故について、下記のとおり和解契約の締結及び損害賠償額を決定したいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

- 1 和解の内容 (1) 車両損傷に関する損害料の全額賠償
(2) 当事者双方は、本件について和解内容に定めるもののほか、互いになんら債権債務のないことを確認する。
- 2 損害賠償額 1, 107, 259円

議案第11号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286号第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（15）の項中「（15）」を「（16）」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局（35）の項中「（35）」を「（34）」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局（31）の項中「（31）」を「（30）」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局（13）の項中「（13）」を「（12）」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第12号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286号第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮警学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第1号

平成25年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

平成25年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2. 総務費	1. 総務管理費	旧俵真布小学校改修事業	10,649	10,649		地方債 10,600	49
		非常用発電機整備事業	15,347	15,347		地方債 15,300	47
		総務費計	25,996	25,996		25,900	96
6. 農林水産業費	1. 農業費	草地畜産基盤整備事業 (緊急経済対策事業)	127,756	127,756		道支出金 2,499 財産収入 113,237 諸収入 12,020	
		2. 耕地費					
		道営事業負担金	2,388	2,388			2,388
		農業農村整備関係負担金	20	20			20
		道営事業負担金 (緊急経済対策事業)	4,450	4,450		諸収入 2,100	2,350
		農業農村整備関係負担金 (緊急経済対策事業)	121	121			121
	農林水産業費計	134,735	134,735		129,856	4,879	
7. 商工費	1. 商工費	商店街コミュニティ施設整備事業	110,094	110,094		道支出金 81,383 地方債 27,200	1,511
		道の駅電気自動車充電設備整備事業	12,891	12,891		諸収入 10,294	2,597
		商工費計	122,985	122,985		118,877	4,108

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
8. 土木費	4. 都市 計画費	丸山通り線道路整備事業 (緊急経済対策事業)	239,000	239,000		国庫支出金 154,050 地方債 80,700	4,250
		美馬牛駅前広場整備事業	28,013	28,013		地方債 26,600	1,413
	5. 住宅費	北町団地1号棟建設事業 (緊急経済対策事業)	228,921	228,921		国庫支出金 68,107	160,814
		東町第2団地改修事業 (緊急経済対策事業)	24,100	24,100		国庫支出金 12,050	12,050
		土木費計	520,034	520,034		341,507	178,527
10. 教育費	3. 中学校費	美瑛中学校改修事業 (緊急経済対策事業)	320,300	320,300		国庫支出金 93,555 地方債 221,600	5,145
		美瑛中学校グラウンド改修事業 (緊急経済対策事業)	70,000	70,000		国庫支出金 10,832 地方債 51,600	7,568
		教育費計	390,300	390,300		377,587	12,713
合		計	1,194,050	1,194,050		993,727	200,323

報告第2号

平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度美瑛町公共
下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

平成25年度美瑛町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
1. 下水道事業費	2. 事業費	下水処理場整備事業費	42,000	42,000		国庫支出金 22,200 地方債 19,800	
合 計			42,000	42,000		42,000	

報告第3号

美瑛町土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、美瑛町土地開発公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

平成25年度 事業報告書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1 事業の概要

(1) 事業の経過及び成果

平成25年度は、美馬牛駅前広場として美瑛町農業協同組合から美馬牛北1丁目の合計11筆を取得し、そのうち2筆について美瑛町を相手方として売り払いを行いました。また、平成10年度に造成した「びばうし住宅団地」については、次年度以降引き続き販売促進に努めてまいります。

(2) 土地の取得

美馬牛駅前広場（平成25年12月13日契約）

①美瑛町美馬牛北1丁目	1199番93	196.26㎡	
②美瑛町美馬牛北1丁目	1199番94	161.07㎡	
③美瑛町美馬牛北1丁目	1199番95	425.55㎡	
④美瑛町美馬牛北1丁目	1199番207	506.30㎡	
⑤美瑛町美馬牛北1丁目	1232番8	287.99㎡	
⑥美瑛町美馬牛北1丁目	1232番9	236.48㎡	
⑦美瑛町美馬牛北1丁目	1232番31	442.03㎡	
⑧美瑛町美馬牛北1丁目	8315番2	665.41㎡	
⑨美瑛町美馬牛北1丁目	8315番3	162.64㎡	
⑩美瑛町美馬牛北1丁目	8315番4	118.40㎡	
⑪美瑛町美馬牛北1丁目	8315番5	1,341.62㎡	
	合計	4,543.75㎡	19,001,600円

(3) 土地の売り払い

美馬牛駅前広場（平成26年3月19日契約）

①美瑛町美馬牛北1丁目	8315番3	162.64㎡	
②美瑛町美馬牛北1丁目	8315番4	118.40㎡	
	合計	281.04㎡	1,176,000円

2 貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動資産	
現金及び預金	11,958,514	短期借入金	17,825,600
事業未収金	1,158,846	負債の部合計	17,825,600
公有用地	17,827,478		
完成土地	22,841,021	資本の部	
		資本金	
		基本財産	3,000,000
		準備金	
		前期繰越準備金	33,276,893
		当期純損失	316,634
		資本の部合計	35,960,259
資産の部合計	53,785,859	負債・資本の部合計	53,785,859

3 財産目録 (平成26年3月31日現在)

(単位：円)

(1) 現金預金

① 普通当座預金	北海道銀行美瑛支店	8,958,514	
② 定期預金	北海道銀行美瑛支店	3,000,000	11,958,514
(2) 公有用地	美馬牛駅前広場		17,827,478
(3) 完成土地	びばうし住宅団地		22,841,021
	合 計		52,627,013

4 損益計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：円）

(1) 事業収益		
①公有地取得事業収益		1,176,000
(2) 事業原価		
①公有地取得事業原価		1,175,384
	事業総利益	616
(3) 販売費及び一般管理費		
①人件費	52,000	
②経費	273,504	325,504
	事業損失	324,888
(4) 事業外収益		
①受取利息	754	
②雑収益	7,500	8,254
(5) 事業外費用		
①支払利息		0
	経常損失	316,634
	当期純損失	316,634
(6) 前期繰越準備金		33,276,893
(7) 当期繰越準備金		32,960,259

平成26年度事業計画及び収支計画
(平成26年4月1日から平成27年3月31日)

1 事業計画

美瑛町の公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に、公共用地等を計画的に整備・造成し、潤いある豊かなまちづくりを推進する。

2 収支計画

収入

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 事業収入	5,016,000	土地売却収入
2 事業外収入	10,000	
(1) 利子収入	3,000	預金利息
(2) 雑収入	7,000	北電等電柱土地使用料
3 借入金	1,000	短期借入金
4 繰越金	11,958,000	
(1) 現金・預金	8,958,000	
(2) 基本金	3,000,000	
計	16,985,000	

支出

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1 事業費	4,505,000	
(1) 土地取得費	2,000	
(2) 土地造成費	4,503,000	美馬牛駅前広場土地調査委託費
2 管理費	315,000	
(1) 事業管理費	171,000	保有地草刈
(2) 一般管理費	144,000	報酬、法人税
3 借入償還金	1,000	短期借入金
4 事業外支出	5,000	
5 繰越金	12,159,000	
(1) 現金・預金	9,159,000	
(2) 基本金	3,000,000	
計	16,985,000	

報告第4号

有限会社美瑛物産公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社美瑛物産公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

第9期営業報告書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1 営業の概要

(1) 営業の経過及び成果

美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的に、平成18年1月19日設立され、以来情報の収集と提供、展示販売、特産品の研究開発及び製造等を推進してきました。

平成18年4月オープンした物産販売施設「丘のくら」を、道内97番目の道の駅として、平成19年4月28日、道の駅びえい「丘のくら」として再出発し8年が経過いたしました。今期は、長引く国内の景気の低迷により消費不振等が続く中、一昨年末の政権交代による世論の期待感などから少しずつ景気回復の傾向がありますが、観光産業においては厳しい環境が続いております。そのような中、本施設への年間入場者数は約28万3千人と対前年比7.9%の増となり、震災前の入場者数を確保することができました。

また、総売上高については、対前年比8.2%の増となりましたが、店舗の一部模様替え等を行ったことにより、一般管理費が対前年比32.9%増となったため、本年度は2,330千円の経常損失を計上することとなりました。次年度においては、さらに魅力的な商品の開発並びに来場者に対して、より一層サービスの充実に心がけ、安定した経営を目指します。

(2) 営業成績及び財産の状況の推移

総売上高	89,185,471円
経常損失	2,330,722円
当期純損失	2,411,384円
総資産	14,563,976円

2 貸借対照表

(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,563,976	流動負債	5,379,025
現金・預金	9,585,863	買掛金	3,918,805
売掛金	521,319	預り金	994,820
棚卸資産	4,096,894	納税引当金	70,000
未収還付法人税等	359,900	未払法人税等	395,400
		資本金	9,184,951
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	4,184,951
資産の部合計	14,563,976	負債資本の部合計	14,563,976

3 損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：円)

(営業損益の部)

1. 総売上高

飲食部門	29,850,604	
物販部門	47,272,524	
委託販売手数料	6,752,218	
施設使用料	149,625	
受託業務部門	5,160,500	89,185,471

2. 売上原価

期首棚卸高	3,191,814	
仕入高	46,714,624	
期末棚卸高	4,096,894	45,809,544
売上総利益		43,375,927

3. 販売費及び一般管理費

販売費	26,975,823	
一般管理費	19,375,731	46,351,554
営業損失		2,975,627

(営業外損益の部)

4. 営業外収益

受取利息及び配当金	0	
その他雑収入	644,905	644,905
営業外収益		644,905

経常損失	2,330,722
税引前当期純損失	2,330,722
法人税等	80,662
当期純損失	2,411,384

4 財 産 目 録

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
普 通 預 金	7,187,483	北海道銀行美瑛支店
	669,649	旭川信用金庫美瑛支店
	1,118,718	JAびえい
現 金	610,013	小口現金(釣り銭等)
計	9,585,863	

第10期事業計画及び収支計画

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(1) 事業計画

美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的に、営業の核となる物産販売施設を最大限に活用し、情報の収集と提供、展示販売、特産品の研究開発及び製造等を推進する。

(2) 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
1. 営業収益	88,263,000	
(1) 飲食販売収益	28,860,000	自店売上(軽食・飲み物等)
(2) 物販販売収益	46,173,000	自店売上(特産品展示販売)
(3) 委託販売収益	6,730,000	委託販売手数料
(4) 施設使用料	195,000	施設使用料
(5) 受託業務収益	6,305,000	指定管理委託料他
2. 営業外収益	627,000	預金利息他
収 入 合 計	88,890,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
1. 営業費用	86,835,000	
(1) 仕入原価	44,952,000	飲食：12,170,000 物販：32,782,000
(2) 一般管理費	15,488,000	修繕費、消耗品費、光熱水費他
(3) 販 売 費	26,395,000	人件費、荷造包装費、リース料他
2. 租税公課	1,366,000	消費税・法人事業税(国・道・町)
支 出 合 計	88,201,000	

報告第5号

一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

第5期事業報告書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1 事業の概要

(1) 事業の経過及び成果

一般財団法人美瑛町農業振興機構は、美瑛町において地域農業を担う人づくり、農用地の利用調整事業を中心に各種農業政策事業推進と農業情報を一元化することにより、農業者の利便性と農業の生産性の向上を図り、地域振興に寄与することを目的として設立されました。

本町農業の担い手育成対策事業としては、北海道農業担い手育成センターの各種支援事業の推進と美瑛町担い手総合推進事業による各種支援・助成事業を実施するとともに、2年間の長期農業研修を修了する新規就農予定者に対して、早期の就農に向けた調整を行いました。

農用地の利用調整については、農業委員会等と連携し、農地保有合理化事業等を活用しながら、規模拡大農業経営者に対し効率的な農用地の利用集積を図りました。

農業振興総合対策事業として、農業者の経営安定を目的とする経営所得安定対策では、農業者への的確な事業内容の周知を行うとともに受付及び交付事務等を迅速に行い、事業推進を図りました。また、大豆・麦及びてん菜等の生産性向上、生産体制の強化等を目的とした大豆麦等生産体制緊急整備事業及び甘味資源作物等農業機械等リース支援事業に取り組み、農業機械の購入やリースに要する経費の助成事業を実施することにより、農業者の所得確保と農業経営の安定化を図りました。

土づくり事業では、継続して土壌診断事業、緑肥事業、堆肥運搬支援事業を実施し、農地の地力の維持・保全に努めました。

農業技術研修センター（みのり）では、町の指定管理を受け町民農園、土壌診断及び加工研修に取り組み、農業を通じた町民の交流と情報交換の場として活用を図りました。また、農作物の研究試験栽培や実証展示圃の保全管理に努める等、本町の農業振興の拠点施設として運営管理に努めました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	150,762,884円
経常費用	150,715,425円
当期正味財産増減額	47,459円
正味財産期首残高	4,533,771円
正味財産期末残高	4,581,230円

2 貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金・預金	6,399,556	未払金・預り金	12,889,623
未収金	11,071,297		
		正味財産	
		正味財産	4,581,230
資産の部 合 計	17,470,853	負債・正味財産の部 合 計	17,470,853

3 財産目録

平成26年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
普通預金	6,399,556	美瑛町農業協同組合本所
計	6,399,556	

4 正味財産増減計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	金 額
1 経常収益	
（1）基本財産運用益	1, 216
（2）事業収益	44, 094, 648
（3）受取負担金	34, 908, 387
（4）受取補助金	71, 741, 895
（5）雑収益	16, 738
経常収益計	150, 762, 884
2 経常費用	
（1）運営費	37, 545, 965
（2）担い手育成対策事業	35, 157, 396
（3）土づくり対策事業	77, 836, 946
（4）農業振興総合対策事業	175, 118
経常費用計	150, 715, 425
当期経常増減額	47, 459
3 経常外収益	
（1）経常外収益	
経常外収益計	0
4 経常外費用	
（1）経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期正味財産増減額	47, 459
正味財産期首残高	4, 533, 771
正味財産期末残高	4, 581, 230

第6期事業計画及び収支計画

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1 事業計画

本町農業の振興に寄与することを目的に、農業の基盤である担い手と農地の確保による「人と農地」の一体化を図りながら、各種農業振興策推進のための機能と情報を一元化し、地域農業振興に向けた関連事業を推進する。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 基本財産運用収入	2,000	基本財産利息
2 事業収入	48,975,000	研修寮使用料 堆肥運搬支援事業等
3 負担金収入	53,334,000	
(1) 町負担金	33,747,000	
(2) 農協負担金	19,437,000	
(3) 地理情報システム利用負担金	150,000	
4 補助金収入	80,334,000	
(1) 中山間補助	71,166,000	
(2) 指定管理事業補助	4,349,000	指定管理事業
(3) その他受託事業補助	4,819,000	経営所得安定対策事業等
5 雑収入	93,000	
計	182,738,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 運営費	45,781,000	給料、法定福利費、賃借料等
2 事業費	136,877,000	
(1) 担い手育成対策事業	41,950,000	担い手育成対策支援
(2) 土づくり対策事業	94,627,000	緑肥、堆肥運搬支援等
(3) 農業振興総合対策事業	300,000	調査研究旅費等
3 予備費	80,000	
計	182,738,000	

報告第6号

一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成26年6月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第2期事業報告書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日)

1 事業の概要

(1) 事業の経過及び成果

当法人は、美瑛町の農林業、商工業、観光業が相互に連携し、まちづくりの主体として各種事業の推進により、美瑛町のまちづくりの振興に寄与することを目的に設立されました。

活性化プラン実現事業では、丘のまちびえい活性化協会の目的達成に向けて地域課題の整理や目標の設定、基本理念、今後の事業展開の方向性などを示す「丘のまちびえい活性化プラン」の策定に向けた調査研究事業を実施するとともに、美瑛のブランディング事業における調査研究事業を実施しました。

農産物PR・販路拡大実証研究事業は、本町の知名度が低い九州地方(博多市)において物産展への出店を通して本町の農産物や農産加工品のPRと販路拡大、観光PR活動に取り組みました。

特産品アンテナショップ事業では、本町の農畜産物、農畜産加工品、特産品の販売と美瑛町の観光PR、移住促進などの取り組みを通して美瑛町の知名度の向上と地域ブランドの推進のため、東京にアンテナショップ「丘のまち美瑛」を開設する経費の支援を行いました。

緊急雇用創出推進事業では、地域食材の活用に向けた町内飲食店等の意向調査を実施し、その結果を基に「食」による産業振興推進計画の策定に取り組みました。また、移住促進のための空き家の活用に向けた情報収集に取り組みました。

情報発信事業においては、情報発信メディアであるウェブサイトを有効に活用した美瑛ブランドイメージを効果的に伝えるための情報発信手法に関する調査を実施しました。

産業振興研修助成事業では、美瑛町の産業・経済の活性化のため、研修課題と目的をもって産業活性化に向けた事業化を推進するために町内産業関係機関が実施する視察研修等に対する助成を行いました。

国際観光交流推進事業では、本町への観光客が多い東アジアをターゲットとし、観光閑散期における誘客と冬の観光素材のPRのため、台湾において町内関係機関が一体となった観光セミナーを開催するなど国際観光交流の推進に努めました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	31,981,747円
当期正味財産増減額	▲29,834円
正味財産期首残高	3,073,618円
正味財産期末残高	3,043,784円

2 貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,483,837	流動負債	440,053
現金・預金	3,303,638	未払金	218,103
未収金	180,199	未払法人税	16,600
		預り金	205,350
		正味財産	3,043,784
		正味財産	3,043,784
資産の部合計	3,483,837	負債・正味財産の部合計	3,483,837

3 財産目録

平成26年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
普通預金	3,303,638	美瑛町農業協同組合本所
計	3,303,638	

4 正味財産増減計算書（平成25年4月1日から平成26年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
1 経常収益	
（1）基本財産運用益	1,548
（2）受取補助金	26,000,000
（3）受託事業収入	5,980,199
経常収益計	31,981,747
2 経常費用	
（1）運営費	10,903,189
（2）活性化プラン実現事業	2,711,700
（3）農産物PR・販路拡大実証研究事業	898,328
（4）特産品アンテナショップ事業	5,000,000
（5）緊急雇用創出推進事業	5,980,199
（6）情報発信事業	99,750
（7）産業振興研修助成事業	4,129,480
（8）国際観光交流推進事業	2,288,935
経常費用計	32,011,581
当期経常増減額	▲ 29,834
3 経常外収益	
（1）経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
（1）経常外費用	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期正味財産増減額	▲ 29,834
正味財産期首残高	3,073,618
正味財産期末残高	3,043,784

第3期事業計画及び収支計画

(平成26年4月1日から平成27年3月31日)

1 事業計画

美瑛町のまちづくりの振興に寄与することを目的に、昨年度に策定した地域活性化に向けた「丘のまちびえい活性化プラン」に基づき特産品アンテナショップ事業、国際観光交流推進事業、美瑛ブランディング事業、6次産業化事業など地域活性化に向けた関連事業を推進する。

2 収支計画

収入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 基本財産運用収入	3,000	基本財産利息
2 補助金収入	35,432,000	美瑛町補助金
計	35,435,000	

支出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 運営費	19,345,000	賃金、法定福利費、賃借料他
2 事業費	16,060,000	
(1) 特産品アンテナショップ事業	5,000,000	アンテナショップ広告宣伝等負担金
(2) 産業振興研修助成事業	5,000,000	
(3) 国際観光交流推進事業	600,000	外国語メニュー翻訳代他
(4) 美瑛ブランディング事業	4,460,000	ブランディング委託料他
(5) 6次産業化事業	1,000,000	商品開発講習会等経費
3 予備費	30,000	
計	35,435,000	

別 紙

美瑛町農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による、議会推薦の農業委員は、1人とし、次の者を推薦する。

記

推薦委員

氏 名	沢 尻 健
住 所	美瑛町字美沢共生
生年月日	昭和23年7月20日生

意見書案第3号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成26年6月20日

提出者	議員	佐藤晴観
賛成者	議員	杉山勝雄
賛成者	議員	斉藤幸一

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由であるということは、肝炎対策基本法・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法などにより確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の場合も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなさ

れた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年6月20日

美瑛町議会議長 齊藤 正

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿

意見書案第4号

集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成26年6月20日

提出者	議員	杉山勝雄
賛成者	議員	山家慶治
賛成者	議員	角和浩幸

集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書

安倍首相は、集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更に夏にも閣議決定し、秋の臨時国会で関連法案を成立させようとしている。

政府は、従来から憲法9条の下において認められる自衛権の発動としての武力行使については、①わが国に対する急迫不正の侵害があること②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、という3要件に該当する場合に限られると説明してきた。

集团的自衛権については、「憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集团的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されない」としてきた。これがこれまでに確立した政府見解である。

集团的自衛権の憲法解釈の変更は、海外で戦争できる国づくりをすすめることであり、恒久平和主義の憲法原理と立憲主義に反し、とうてい許されるものではない。「戦争する国づくり」への不安は急速に広がり、全国の各紙による世論調査でも、圧倒的に反対の声が過半数を超えている。

歴代の元自民党幹事長や内閣法制局長官らもそろって反対の論陣をはっているように、戦争する国づくりと国民の矛盾は、日増しに広がっている。

よって、集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年6月20日

美瑛町議会議長 齊藤 正

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

防衛大臣 殿

外務大臣 殿

総務大臣 殿

意見書案第5号

規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成26年6月20日

提出者	議員	森	平	真	也
賛成者	議員	斉	藤	幸	一
賛成者	議員	濱	田	洋	一

規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書

5月22日に、政府の規制改革会議は「農業改革に関する意見」を発表しましたが、今後、与党との協議を踏まえ、6月中旬に最終的なとりまとめを行い、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に反映させる予定となっております。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、JAグループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、規制改革会議意見書の「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂への反映にあたり、下記のとおり要請致しますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂にあたっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書を取扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年6月20日

美瑛町議会議長 齊 藤 正

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

(別 紙)

平成26年6月20日

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

1 全道町村議会議員研修会等

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する
- (2) 派遣場所 札幌市 札幌コンベンションセンター他
- (3) 期 間 平成26年7月3日から7月4日
- (4) 派遣議員 全議員

2 第21回全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会

- (1) 目 的 森林の公益的機能から、森林環境税の創設を求め町振興に資する
- (2) 派遣場所 大分県 日田市
- (3) 期 間 平成26年7月16日から7月19日
- (4) 派遣議員 沼田成功議員、濱田洋一議員

3 市町村アカデミー研修（市町村議会議員特別講座）

- (1) 目 的 住民の負託に応える議会活動に資する
- (2) 派遣場所 千葉県 市町村職員中央研修所
- (3) 期 間 平成26年8月25日から8月29日
- (4) 派遣議員 八木幹男議員、沢尻 健議員

平成26年6月20日

美瑛町議会議長 齊藤 正 様

総務文教常任委員会委員長 齊藤 幸 一

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) 政策調整課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成26年6月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成26年6月20日

美瑛町議会議長 齊藤 正 様

産業経済常任委員会委員長 穂積 力

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。
(2) 農林課の所管に関する事。
(3) 建設水道課の所管に関する事。
(4) 農業委員会の所管に関する事。
(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成26年6月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

平成26年6月20日

美瑛町議会議長 齊藤 正 様

議会運営委員会委員長 山家 慶 治

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 平成26年6月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |